

災害弔慰金等、災害援護資金関係

(1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金

ア 対象災害について

平成 26 年の御嶽山噴火災害などのような旅行先等で被災された方の支給認定については、これらの方が居住されていた市町村が行うこととなるが、その際、被災自治体から当該自治体に対して情報提供を行う等、支給に遺漏が生じないようにご配慮願いたい。

特に、2 以上の都道府県において災害救助法(昭和 48 年法律第 82 号)が適用された場合には、同一の災害により生じた被害で、法が適用されていない市町村における被害も災害弔慰金及び災害障害見舞金（以下「災害弔慰金等」という。）の支給対象となるのでご留意願いたい。

また、大雪期間においては、全国で最初に初雪を観測した日以降の期間における降雪、積雪等を原因として発生した災害を、当期間中の同一災害として取り扱うこととしている。

イ 審査会の設置について

災害弔慰金等の支給については、自然災害に起因しない場合には、対象とならないのでご留意願いたい。

また、自然災害による死亡であるか否か、障害の原因となる負傷又は疾病が自然災害によるものか否かの判定は、実施主体である市町村が行うことになるが、事実関係が明白でない場合には、警察又は消防等の各機関の情報などにより十分調整確認の上、判定されたい。それでも判定が困難な場合は、市町村において医師や弁護士等の有識者による審査会を設置して、第三者の意見を聞くなど、その認定については慎重を期されたい。

なお、東日本大震災では、被害が甚大であったため、一部の市町村では単独で審査会を設置して円滑な支給を行うことが困難であり、当該市町村が県や一部事務組合に審査会の設置及び運営を委託して行っているケースもあるところである。

ウ 災害弔慰金不支給に対する取消訴訟について

近年、東日本大震災に係る災害弔慰金を不支給とした決定に対する訴訟が提起され、決定を取消すべきとする判決も出されているところであ

る。

関係都道府県におかれては、不支給決定に係る取消等の訴訟が提起された場合には速やかに当府へ情報提供を行っていただくとともに、関係市町村に対し判決内容等を踏まえた適切な対応を行うよう助言いただきたい。

エ 支給対象遺族について

平成 23 年 7 月の「災害弔慰金等の支給等に関する法律」の改正により、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）が加えられ、東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日）以降に生じた災害について適用されている。ただし、本取扱いについては、配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合に限るものであるので、ご留意いただくとともに、本取扱いについて条例改正を行っていない場合は、早急にご対応いただきたい。

オ 主たる生計維持者について

熊本地震（平成 28 年 4 月 14 日）より前の災害について、災害弔慰金等の支給額の決定に際しての「生計を主として維持していた場合」とは、「社会通念上、死亡者が受給遺族の主たる扶養者であったとみられる場合であり、かつ、受給遺族に収入がない場合又は受給遺族が事業所得者の場合に収入が 103 万円程度以下の場合（収入が 103 万円程度を超える場合であっても、必要経費を除いたものが 38 万円程度以下である場合も含まれる。）（昭和 50 年 1 月 29 日社施第 17 号厚生省社会局長通知）」という取扱いとしてきたところ。

この取扱いについて、熊本地震以降の災害においては、各世帯における就労状況の変化や社会情勢の移り変わり等を踏まえ、「生計を主として維持していた場合」の取扱いを「世帯の生活実態等を考慮し、収入額の比較を行うなどにより市町村において状況を確認し、死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合か、その他の場合かを判断する。

（平成 28 年 6 月 1 日府政防第 700 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」と変更しているため、各都道府県におかれては、管内市町村に周知いただきたい。

なお、本取扱い方は、災害障害見舞金についても同様となるので併せて申し添える。

カ 災害弔慰金等の支給制限

災害弔慰金等の支給制限の対象となるものは、以下の規則に基づき支給される賞じゅつ金等である。

- ① 警察表彰規則（昭和 29 年国家公安委員会規則第 14 号）
- ② 消防表彰規定（昭和 37 年消防庁告示第 1 号）
- ③ 賞じゅつ金に関する訓令（昭和 38 年防衛庁訓令第 15 号）
- ④ 災害救助法第 12 条の規定により支給される扶助金

なお、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に基づく各種給付は支給制限の対象とはならないので、ご留意願いたい。

キ 災害弔慰金と災害障害見舞金との併給調整

既に災害障害見舞金を支給されている者が、当該災害により死亡した場合の災害弔慰金の額は、既に支給された災害障害見舞金の額を差し引いたものであることにご留意願いたい。

なお、負傷時と死亡時それぞれで生計を維持していたか否かで対象金額が変わってくるので、その点についても併せてご留意願いたい。

ク 時効について

災害弔慰金は、受給権に基づき支給されるものではなく、自然災害による死亡という事実に対し支給されるため、時効期間というものはない。しかし、被災から死亡までの期間が長期にわたる場合は、災害と死亡との相当因果関係が不明確になることも考えられることから、慎重に判断する必要がある。

（2）災害援護資金

ア 貸付調査及び債権管理について

災害援護資金の貸付けに際しては、当該被災者に対し、被災者生活再建支援制度など生活再建に活用し得る他制度に関する情報の提供にもご留意されたい。

災害援護資金の貸付けに当たっては、貸付けを受けようとする者の申告に基づき、市町村において、その対象となる被害の認定を含めて必要な調査を行い、貸付対象とすることが適当かを確認することとされている。

都道府県におかれては、適切な災害援護資金の貸付事務が行われるよう市町村に対する十分な助言をお願いしたい。

また、本制度はあくまで貸付金であるため、適切な債権管理について願います。

なお、過去において、居住の事実がないにもかかわらず、住民登録地で被災し家財が使用不能になったとして、り災証明書を取得し虚偽の災害援護資金の申請をした詐欺未遂事件や、別人を装ってり災証明書を取得し、必要書類を添付して災害援護資金の貸付けを受けた詐欺事件などが発生しているので、貸付けに当たっては十分ご留意願いたい。

イ 東日本大震災に係る災害援護資金の貸付けに係る特例措置の適用期間の延長について

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）第 103 条、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成 23 年政令第 131 号。以下「東日本大震災特別令」という。）第 14 条に基づき、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号）の特例措置が講じられている。

本特例措置の適用期間については、東日本大震災の被害の甚大さに鑑み、東日本大震災特別令の制定時に平成 30 年 3 月 31 日までとしているところ、同被害の被災地において被災者の資金需要が引き続き見込まれることから、東日本大震災特別令の改正により、平成 31 年 3 月 31 日まで 1 年間延長された。その他、東日本大震災特別令第 14 条第 5 項の償還免除規定の解釈について明確化するための所要の改正を行った。

ウ 東日本大震災に係る災害援護資金の所得確認について

東日本大震災に係る災害援護資金の貸付けに当たっては、東日本大震災特別令第 14 条第 3 項により、貸付要件である世帯の所得（市町村民税における前年の所得）は、「当該被害を受けた年の前年の所得（当該被害を 1 月から 5 月までの間に受けた場合にあつては、前前年」とあるのは「平成 21 年の所得（平成 23 年の所得が平成 21 年の所得を下回る場合にあつては、平成 23 年」と、「その所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分」とあるのは「平成 22 年度分（平成 23 年の所得が平成 21 年の所得を下回る場合にあつては、平成 24 年度分）」を確認することとなっている。

そのため、東日本大震災で被災された方が前年度に県外市町村に在住していた場合には、当該市町村に所得を確認する必要があるため、各都道府県におかれては、管内各市町村にその旨留意するよう周知いただきたい。

エ 東日本大震災に係る災害援護資金の償還について

東日本大震災に係る災害援護資金の償還の据置期間は、東日本大震災特別令第14条第6項により、原則6年であることから、平成29年度から償還が開始された。

なお、この据置期間については、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「施行令」という。）第7条第2項に規定する内閣総理大臣が被害の程度その他の事情を勘案して定める場合として、災害弔慰金の支給が行われる災害の範囲等（平成25年内閣府告示第230号）に定められている場合のいずれかに該当し、かつ、市町村長が特に必要と認めた場合には、東日本大震災では8年とすることができる。

また、施行令第11条に基づき、貸付けを受けた方が、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、市町村は、償還金の支払を猶予することができる。とされている。

これらについては、市町村において、個々の事情を勘案し判断されるものであるが、貸付けを受けた方に必要な情報が伝わるよう、各都道府県におかれては、管内市町村に対して助言いただきたい。

【参考】

○災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）

（災害援護資金の限度額及び償還方法）

第七条 （略）

2 法第十条第三項に規定する償還期間は、十年とし、同項に規定する据置期間は、そのうち三年（内閣総理大臣が被害の程度その他の事情を勘案して定める場合にあっては、五年）とする。

3～4 （略）

（償還金の支払猶予）

第十一条 市町村は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、第七条第二項の規定にかかわらず、償還金の支払を猶予することができる。

2 （略）

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号）

（災害弔慰金の支給等に関する法律の特例）

第十四条 （略）

2～5 （略）

6 法第百三条第一項の規定により災害弔慰金法第十条第三項の規定を読み替えて適用する

場合における災害弔慰金令第七条第二項の規定の適用については、同項中「十年」とあるのは「十三年」と、「三年」とあるのは「六年」と、「五年」とあるのは「八年」とする。

7～8 (略)

○災害弔慰金の支給が行われる災害の範囲等（平成 25 年内閣府告示第 230 号）

5 令第七条第二項に規定する内閣総理大臣が被害の程度その他の事情を勘案して定める場合は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、市町村長が特に必要と認めた場合とする。

イ 災害援護資金の貸付けが行われる被害を受けた時の前一年以内に法第十条第一項の被害（自然災害以外によって生ずる被害で、これに相当するものを含む。）を受けた場合

ロ 当該被害の原因となった災害により世帯主が死亡した場合又は世帯主が地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第七条に規定する障害者となった場合

ハ 生活保護を受けている世帯又は市町村民税非課税世帯が被災した場合

ニ 当該被害の原因となった災害により住居が全壊した場合

オ 第 8 次地方分権一括法案について

「提案募集方式（※地方の発意に根差した取組を推進するため、平成 26 年から導入）」に基づく地方からの提案について、「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）を踏まえ、国から地方公共団体又は都道府県から中核市への事務・権限の移譲や地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備を行うもの。この法律案において、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正が盛り込まれており、災害援護資金の貸付利率を 3%以内で条例で定められることとしている。この法律案は、本年 3 月 9 日に閣議決定し、国会に提出され、現在審議中。

【参考】

○災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）

（災害援護資金の貸付け）

第十条 市町村は、条例の定めるところにより、その区域内において災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助の行われる災害その他の政令で定める災害により次に掲げる被害を受けた世帯で政令の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が政令で定める額に満たないものの世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うことができる。

(1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷

(2) 政令で定める相当程度の住居又は家財の損害

2・3 (略)

4 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセントとする。